

「農産物検査法施行規則の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

御意見の概要	御意見に対する考え方
農産物検査法施行規則の一部を改正する省令案による改正後の農産物検査法施行規則別表第二小麦、はだか麦の項及び大麦の項について、機械器具その他の設備に「常圧加熱乾燥法による水分測定と同等の精度でその測定結果が得られる水分計測器」が加えられることとなるが、こちらの改正に伴う経過措置を設ける必要はないか。例えば、施行の日前に「常圧加熱乾燥法による水分測定と同等の精度でその測定結果が得られる水分計測器」を用いて農産物検査を行うものとして農産物検査法施行規則第十六条第二号に掲げる「外国産農産物に係る品位等検査」に係る登録検査機関の登録申請を行なったのち、施行の日を迎えた場合に登録を受けることができるのか否か、あるいは、登録前に適否が判断された場合に登録が拒否されるのか否か等適用関係が判然としないのではないか。また、施行の日以後の登録を見据えて事前に登録申請をするようなニーズも想定されるが手当てする必要はないのか。	本改正は、農林水産大臣が農産物検査法第 17 条第 2 項の規定に基づき登録検査機関の登録を行う要件に係るものであり、本改正の施行日以降は、「常圧加熱乾燥法による水分測定と同等の精度でその測定結果が得られる水分計測器」を用いて農産物検査を行うことが、新たに同項第 2 号の要件を満たすこととなります。 「常圧加熱乾燥法による水分測定と同等の精度でその測定結果が得られる水分計測器」を用いて農産物検査を行うとする申請について、本改正の施行日より前にあつては農林水産大臣による登録を受けることができず、同日以降は登録を受けることができるという明確な適用関係があり、経過措置を設ける必要は無いと考えます。 なお、平成 27 年農林水産省令第 37 号による農産物検査法施行規則の一部改正においても、本改正と同様に別表第二の機械器具その他の設備の欄で機器を追加する改正を行っていますが、特段の経過措置は設けていなかったところです。
等が具体的に書かれていない。反対	「常圧加熱乾燥法使用機材等」とは、農産物検査法施行規則の別表第一において、「常圧加熱乾燥法による水分測定と同等の精度で測定結果が得られる水分計測器」と定義されております。